

墨田区立豎川第一公園における仮設の施設の占有に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

公園において占有の許可を与えることができる仮設の施設を追加するため、条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 条例名の変更

変更前：墨田区立豎川第一公園における仮設の施設の占有に関する条例

変更後：墨田区立公園における仮設の施設の占有に関する条例

(2) 対象施設の追加（別図参照）

公園名	追加する施設
墨田区立旧安田庭園	特定自転車駐車場
墨田区立銅像堀公園	自転車保管所
墨田区立吾妻橋公園	特定自転車駐車場
墨田区立隅田川緑道公園	特定自転車駐車場 自転車保管所
墨田区立両国第一児童遊園	特定自転車駐車場

3 施行期日

公布の日

追加対象施設

凡例

—対象公園
○施設の位置

